

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る
軽微な変更等説明書（非住宅）

下記について直前の（確認・中間検査）を受けた日以降に、申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので説明書を提出します。

(1) 直前の確認番号、年月日	第	号	年 月 日
(2) 設計者事務所名、氏名			
(3) 工事名称			
(4) 当初の省エネ適合判定番号、年月日	第	号	年 月 日

● **軽微な変更の項目** ●

【A】・【B】に該当する場合、右記より「軽微な変更用の確認シート」(一財)住宅・建築SDGs推進センターのサイト
 のエクセルをダウンロードし、変更項目のみ入力し、添付してください。<https://building.lowenergy.jp/program>

- 【A】省エネ性能等を向上させるまたは当該性能に影響を及ぼさない変更**
- ①建築物の高さ又は外周長の減少
 - ②外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
 - ③空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）
 - ④エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

- 【B】一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更**
- ≪前提条件≫変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更

変更前のBEI	
変更後のBEI	

※変更内容は、①から⑤までに該当する変更

- ① 空調設備**
 ※次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
 イ 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少
 ロ 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下
- ② 機械換気設備**
 ※一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
 イ 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
 ロ 一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）
- ③ 照明設備**
 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
- ④ 給湯設備**
 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
- ⑤ 太陽光発電設備**
 ※次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更
 イ 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少
 ロ パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

● **完了申請時に確認できない、軽微な変更** ●

- 【C】再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）**
 最終の通知書写しと申請図書一式を添付（当該様式の2枚目の記載は不要）

(1) 適合判定通知書 [計画変更]	第	号	年 月 日
(2) 軽微変更該当証明書	第	号	年 月 日

● 軽微な変更の内容 ●

【A】・【B】に該当する場合に記載し、添付してください

(イ) 変更図書名	(ロ) 変更概要

(注1)この説明書は検査申請書と一緒に提出してください。

(注2)軽微な変更等の項目欄は、該当するものにチェックをしてください。

(注3)イ欄には、変更した添付図書等の名称を記載してください。

(注4)ロ欄には、軽微な変更の概要を項目ごとに箇条書きしてください。

(注5)内容が書ききれない場合は別添に記載してください。

(注6)【A】・【B】に該当する場合、(<https://building.lowenergy.jp/program>)より「軽微な変更用の確認シート」のエクセルをダウンロードし、変更項目のみ入力し、添付してください。